「聖徳太子」の実像

一「日出ずる處の天子」とは誰?一







國度百濟行至竹島南望鄉羅國經都斯麻國題者勿復以闡明年上遣文林郎裴清使於優美國書曰日出處天子致書日沒處天子無法其國書曰日出處天子致書日沒處天子無法其國書曰日出處天子致書日沒處天子無法其國書曰日出處天子致書日沒處天子無法其國書曰日出處天子致書日沒處天子無法其國書曰日出處天子致書日沒處天子無法其國書曰日出處天子致書日沒處天子無法其國書曰日出處天子致書日沒處天會佛養有如意實珠其色青大如雞卯夜

みんなが「何となく知っている聖徳太子」

「聖徳太子」の「3つの常識」 =聖徳太子は「厩戸皇子」で、「日出る処の天子」を自負し、「上宮法皇」と呼ばれた

- 1、「聖徳太子」とはヤマトの天皇家の厩戸の皇子である。
- 2、「聖徳太子」とは法隆寺釈迦三尊像光背銘にある「上宮法皇」である。
- 3、「聖徳太子」とは隋の煬帝に使者を送った「日出る処の天子」である。

『書紀』で、「<mark>厩戸皇子」</mark>は用明天皇と間人皇女の皇子で、推古天皇の摂政として冠位12階や17条 憲法を定めるなど、天皇中心の集権国家体制の確立に努め、また廃仏派の物部守屋を滅ぼし、崇仏施策 を推進、篤く仏教を崇拝・振興し、推古29年(621)2月5日に薨去したと記されている。

更に、法隆寺釈迦如来像のモデルで光背銘に記す「上宮法皇」や、隋と 「日出る処の天子」を名乗り対等な交流を進めたのも厩戸だとされる。そして、厩戸は「聖徳太子」だとされ、その事績は『聖徳太子伝』『上宮聖徳法皇帝説』等様々な伝記・伝承で今日まで伝わり、信仰の対象となってきた。



太子建立7大寺の 筆頭「法隆寺」





山岸涼子作「日出処の 天子」 (白泉社文庫)



唐本御影 (元法降寺蔵)

お札から消えた「聖徳太子」

お札の聖徳太子肖像のモデルとなった唐本御 影は、13世紀の法隆寺の僧の説によって、なが らく「聖徳太子に従う殖栗 (ぇぐり) 皇子 (向かっ て左) と山背大兄王」とされてきた。

しかし、昭和57年東大史料編纂所長今枝愛真が冠・笏・装束等から早くとも8世紀の作で、 聖徳太子とは関係の無い肖像だとの説を唱える。 この後お札のモデルから消える。









こうした「聖徳太子」は実在したのか、存在したとしても、この「3つの常識」は太子の実像といえるのか。

『日本書紀』が描く「聖徳太子」

『書紀』では「聖徳太子」ではなく「厩戸皇子・豐耳聰聖徳」などと記す

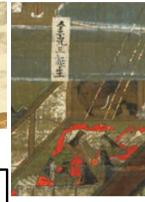
母皇后(穴穂部間人皇女)、禁中を巡行し諸司を監察。馬官に至り<u>廐戸に当り</u>、 勞 (なや) まず忽に産む。・・<mark>廐戸皇子と日す</mark>《更 (また) は名づけて豐耳聰聖德と いう、或いは豐聰耳法大王 (のりのおおきみ) と名づく、或いは法主王 (のりのうしのお おきみ) と云う》⇒「聖徳太子」は8世紀以降

近いのは 「東宮聖徳」

*600年の遣隋使は『隋書』

にあるが『書紀』にはない。





『書紀』では「超人で聖人にして英雄」に描かれる「厩戸皇子(聖徳太子)」

- ◆「政治・外交」上の偉人推古元年(593)皇太子となり録 (まつりごと) <mark>攝政</mark>(ふさねつかさど) る。萬機を悉く委ぬ。宮の南の上殿に居(はべ)らす。故に其の名を称えて上宮廐戸豐聰耳太子と謂う。
- ○(600年)・607年に「日出る処の天子」を名乗り、隋に遣使して隋と対等外交を行った。
- ◆「聖人であり超越した能力を持つ人
- **○生れながら能く言(ものい)う。聖智(ひじりのさとり)有り。**
- ○一度に十人の訴を聞き、失(あやまら)ず能く辨(わきまえ)る。(「とよとみみ」耳が聡い)
- ○未然 (ゆくさきのこと) を知る。 (予知能力) -伝記に様々な予言記事-
- ○<mark>内教(ほとけのみのり=仏教)、外典(とつふみ=儒教の経典など)を学び悉く達</mark>(さと)る。
- 一推古12年(604)憲法十七條を作る。推古14年(606)勝鬘經・法華經を講話一
- ◆「軍事上でも英雄」587年、物部守屋討伐戦を指揮し、四天王に念じ勝利する。

こうした「超人的内容」は後代の聖徳太子信仰にもとづく創作であることが明白ですが、 隋との交流は史的事実で、同時代に多数の寺院が造られ仏教が崇拝されたのも寺社の縁起 等からほぼ確かです。しかし、それは本当に「厩戸皇子」の事績なのでしょうか?





大阪府太子町のキャ 「たいしくん」

「聖徳太子1400回忌」と1400年間の「聖徳太子の常識」

2021年は「聖徳太子薨去1400年遠忌(1400回忌)」にあたるとされ、様々な催しが実施された

「〇〇回忌」とは亡くなった年を含めて計算 (数えで計算) 。ところが、『書紀』では<u>厩戸皇子の崩御は</u> 621年2月5日 は2020年のはず?



法隆寺『釈迦如来像光背銘』の上宮 法皇も「厩戸皇子(聖徳太子)」と され、その登遐は622年2月22日と 書かれているから。

そこに「聖徳太子1400年の常識」と「真実の聖徳太子」の断絶が隠れている

聖徳太子とされる「上宮法皇」 の登遐記事 (年次・年号や母・后の名など) は厩戸皇子と全く合わない

①『釈迦三尊像光背銘』に上宮法皇の登遐は「法興32年(622)2月22日」とあるが、『書紀』に「法興」年号はなく、厩戸は「法皇」になっていない。また厩戸とは亡くなる年も日も異なる。さらに登遐の前日に干食 (かんじき) 王后が薨去、前年「法興元31年12月」に鬼前 (きせん) 太后が崩御したとあるが、 そもそも「天皇でない厩戸」の母と妻を太后・王后とは呼べない。さらに『書紀』の厩戸皇子の母は間人皇女、妃は菟道貝蛸皇女*で銘文と名が異なり、かつ間人皇女・貝蛸皇女・厩戸が相次いで逝去したという記事も無い。

(*通説は伝承する4人の后の中の「膳部菩岐岐美郎女」とする)

聖徳太子の伝記の内容も厩戸皇子の事績と合わない

『聖徳太子伝記』によれば、聖徳太子は18才(己酉・589年「端政元年」)の時に、国政を執行した(政治を始めた)とあるが、『書紀』で厩戸皇子が太子となり、「万機を委ねられ」たのは593年で聖徳太子の事績とも異なる。また太子の誕生は「金光3年(572)」とされているが、『書紀』にそのような年号はない。





聖徳太子の生涯が「九州年号」で書かれていた

『聖徳太子伝記』○聖徳太子ノ御誕生之時代ヲ上古ニ相尋侍レバ年号ハ<mark>金光</mark>三年壬辰(572)○太子十六歳御時、 守屋御合戦事<mark>勝照</mark>三年(587)○太子十七歳御時、<mark>勝照</mark>四年戊申(588)○太子廿二歳御時年号ハ<mark>端政</mark>五年癸丑 (593)等。『聖徳太子伝』万徳寺蔵○推古天皇十年太子卅一歳<mark>願轉</mark>四年壬戌(602)

九州年号とは「大和朝廷による701年の大宝建元以前」の6世紀・7世紀に存在した「31の年号」

| ď | 3,731 | | | | | | | | 1,5, | | | | \subseteq | | | - | |
|---|------------|----|----|----------|----|----|----------|--------|------|----------|---|----|-------------|-------------|-----|----|----------|
| | 西暦 | - | F支 | 太子 | | ſΙ | 法輪蔵』 | | 598 | 戌 | 午 | 27 | | | | | Т |
| | | | | 年齢 | | | | | 599 | 2 | 未 | 28 | | | | | \vdash |
| | 572 | Ŧ | 辰 | 1 | Ŧ | 辰 | 金光 | 3 | 600 | 庚 | 申 | 29 | | | | | I : |
| | 573 | 癸 | В | 2 | 癸 | В | 金光 | 4 | 601 | 辛 | 酉 | 30 | | | | | |
| | 574 | 甲 | 午 | 3 | 甲 | 午 | 金光 | 5 | 602 | £ | 戌 | 31 | Ŧ | 戌 | 吉貴 | 9 | Ι. |
| | 575 | Z | 未 | 4 | Z | 未 | 金光 | 6 | 603 | 桑 | 亥 | 32 | 桑 | 亥 | 吉貴 | 10 | |
| | 576 | 丙 | 申 | 5 | 丙 | 申 | 賢称 | 1 | 604 | 甲 | 子 | 33 | 甲 | 子 | 吉貴 | 11 | Ľ |
| | 577 | 丁 | 酉 | 6 | | | | | 605 | ż | Ħ | 34 | ż | Ħ | 吉貴 | 12 | |
| | 578 | 戌 | 戌 | 7 | 戌 | 戌 | 賢称 | 3 | 606 | 丙 | 寅 | 35 | 丙 | 未 | 光宛 | 1 | H, |
| | 579 | 2 | 亥 | 8 | 2 | 亥 | 賢称 | 4 | 607 | T | 卯 | 36 | Т | 卯 | 光宛 | 2 | 1 6 |
| | 580 | 庚 | 子 | 9 | 庚 | 子 | 鏡常 | 1 | 608 | 戌 | 辰 | 37 | 戌 | 辰 | 光宛 | 3 | <u> </u> |
| | 581 | 辛 | # | 10 | 辛 | Ħ | 鏡常 | 2 | 609 | 2 | B | 38 | 2 | E | 定居 | 1 | 1 |
| | 582 | 壬 | 寅 | 11 | | | | | | _ | 午 | | 庚 | 午 | | | |
| | 583 | 癸 | 卯 | 12 | 癸 | 卯 | 鏡常 | 4 | 610 | 庚 | _ | 39 | 卒 | | 定居 | 2 | L |
| | 584 | 甲 | 辰 | 13 | 甲 | 辰 | 鏡常 | 5 | 611 | 辛 | 未 | 40 | | 未 | 定居 | 3 | 1 |
| | 585 | Z | В | 14 | Z | В | 勝照 | 1 | 612 | ± | 申 | 41 | Ŧ | 申 | 定居 | 4 | H |
| | 586 | 丙 | 午 | 15 | 丙 | 午 | 勝照 | 2 | 613 | 癸 | 酉 | 42 | 癸 | 酉 | 定居 | 5 | 1(|
| | 587 | ĭ | 未 | 16 | | | nW mm | | 614 | 甲 | 戌 | 43 | 甲 | 戌 | 定居 | 5* | _ |
| | 588 | 戌 | 申 | 17 | 戌 | 申 | 勝照 | 4 | 615 | z | 亥 | 44 | 7. | п п* | 定居 | 6* | 1: |
| | 589 | ㄹ | 酉 | 18 | 르 | 酉 | 端政 | 1 | 010 | _ | _ | | _ | ,,, | ~ | • | 4. |
| | 590 | 庚 | 戌 | 19 | 庚 | 戌 | 端政 | 2 | 616 | 丙 | 子 | 45 | 丙 | 辰* | 倭京 | 1 | Ι. |
| | 591 | 辛 | 亥 | 20 | 辛 | 亥子 | 端政 端政 | 3 | 617 | Т | Ð | 46 | Т | Ð | 倭京 | 2 | 13 |
| | 592 | 壬 | 子 | 21 | 壬 | _ | 端政 | 4 | 618 | 戌 | 寅 | 47 | 戌 | 寅 | 倭京 | 3 | Τ, |
| | 593 594 | 癸甲 | 五寅 | 22 | 癸甲 | 丑寅 | 端以 吉貴 | 5 1 | 619 | ž | 卯 | 48 | ã | 卯 | 倭京 | 4 | 14 |
| | | | 卯 | | ž | 卯 | 吉貴 | | 620 | 庚 | 辰 | 49 | 庚 | 辰 | 倭京 | 5 | • |
| | 595 596 | 乙丙 | 辰 | 24 25 | 丙 | 辰 | 吉貴 | 2 | 621 | 辛 | E | 50 | 辛 | E | 倭京 | 6 | 1! |
| | 596 597 | T | 巳 | 26 | M | 瓜 | 百貝 | 3 | 622 | Ŧ | 午 | 51 | Ŧ | 午 | 和京* | 7 | 1. |
| ļ | 397 | | - | 26 | | | | | 022 | Ŧ | + | 31 | <u> </u> | + | 和坏" | , | 16 |

| 1継体 | 5 | 丁酉 517~521 | 17端政 5 己酉 589~593 |
|------|----|-------------|--------------------|
| 2善記 | 4 | 壬寅 522~525 | 18告貴 7 甲寅 594~600 |
| 3正和 | 5 | 丙午 526~530 | 19願転 4 辛酉 601~604 |
| 4教倒 | 5 | 辛亥 531~535 | 20光元 6 乙丑 605~610 |
| 5僧聴 | 5 | 丙辰 536~540 | 21定居 7 辛未 611~617 |
| 6明要 | 11 | 辛酉 541~551 | 22倭京 5 戊寅 618~622 |
| 7貴楽 | 2 | 壬申 552~553 | 23仁王12 癸未 623~634 |
| 8法清 | 4 | 甲戌 554~557 | 24僧要 5 乙未 635~639 |
| 9兄弟 | 6* | ′戊寅 558~558 | 25命長 7 庚子 640~646 |
| 10蔵和 | 5 | 己卯 559~563 | 26常色 5 丁未 647~651 |
| 11師安 | 1 | 甲申 564~564 | 27白雉 9 壬子 652~660 |
| 12和僧 | 5 | 乙酉 565~569 | 28白鳳 23 辛酉 661~683 |
| 13金光 | 6 | 庚寅 570~575 | 29朱雀 2 甲申 684~685 |
| 14賢称 | 5 | 丙申 576~580 | 30朱鳥 9 丙戌 686~694 |
| 15鏡當 | 4 | 辛丑 581~584 | 31大化 6 乙未 695~700 |
| 16勝照 | 4 | 乙巳 585~588 | 『二中歴』による。*の6は1の誤り |
| | | | • |

『二中歴』(平安末〜鎌倉初期)『如是院年代記』(産産入来院家文書、「十八世紀後半)『日本帝皇年代記』(産産入来院家文書、「大世紀後半)『日本大文典』(ショアン・ロドリゲス。一六〇四〜一大い国の古文書、『海東諸國記』(申叔舟。一四七二)『日本大文典』(ショアン・ロドリゲス。一六〇四〜一六〇二)等の海外資料、大和朝廷の正史『続日本紀』(七二四年の聖武天皇の詔報)、法令の『類聚三本紀』(七二四年の聖武天皇の詔報)、法令の『類聚三本紀』(七二四年の聖武天皇の詔報)、法令の『類聚三本紀』(七二四年の聖武天皇の詔報)、法令の『類聚三本紀』(七二四年の聖武天皇の詔報)、法令の『類聚三本紀』(中安時代)。明治政府編集の辞典と記』(産産入来院家文書、「本紀」(十四世紀)『井桑略年代記』(中安時代)。明治政府編集の辞典と記述を表表の書と、「本紀」(中安末〜鎌倉初期)『如是院年代記』『二中歴』(平安末〜鎌倉初期)『如是院年代記』『二中歴』(平安末〜鎌倉初期)『如是院年代記』『二中歴』(平安末〜鎌倉初期)『如是院年代記』『二中歴』(平安末〜鎌倉初期)『如是に本代記』

聖徳太子はヤマトの天皇家とは別の「九州年号を建てた国の天子」

*「書紀」には「大化(645~649)・白雉(650~654)・朱鳥(686年のみ)」の年号があるが、不連続。大和朝廷は701年に律令を制定し「大宝」と「建元」したと記される(「続日本紀」)。「建元」は王朝が最初に年号を定めるときに用いる用語だから、大和朝廷の年号は大宝が初で、「3年号」は九州年号からの剽窃となる。<u>「年号を建る権力」はその国を代表する権力</u>であり、大和朝廷の史書に無い九州年号を建てたのは、大和朝廷(ヤマトの王家)とは別の国と考えられる。<u>聖徳太子は藤戸皇子ではなく九州年号を建てた国の天子</u>だと考えられる。

『旧唐書』太子の時代の我が国に「倭国 (九州王朝) と日本国 (大和朝廷)」があったとする

『旧唐書』(劉昫ら945年)東夷伝では、「倭国伝」と「日本国伝」が別に建てられ、「倭国」と「日本国」は「別国」と記す

・【<u>倭国伝】倭国は古の「倭奴国」なり。</u>京師(*長安)を去る こと一萬四千里、新羅の東南大海の中に在り、山島に依りて居す。 東西五月行、南北三月行。<u>世々中国と通ず。四面小島</u>。50余国、 皆付属す(*従っている)。

⇒倭国は九州を本拠とする我が国の代表者

倭国は57年に漢の光武帝から「志賀島の金印」を下賜された倭奴国の後継国で九州の国。歴代中国と外交関係を持ってきた東西5月行・南北3月行を領域とする大国だった。

・【日本国伝】日本国は、倭国の別種なり。その国、日の辺に在るが故に、日本を以って名と為す。あるいは曰く、倭国自らその名の雅びならざるをにくみ、改めて日本と為す、と。あるいは云う、日本はもと小国にして倭国の地をあわせたり、と。 その人朝に入る者、多くは自ら大なるをおごり、実を以って対せず、故に中国はこれを疑ふ。また云う、その国界は東西南北各数千里西界と南界は大海にいたり、東界と北界には大山ありて限りとなす。山外はすなわち毛人の国なり。

日本国は大和朝廷の前身の小国。大国だった倭国を併合し、703年に武則天が粟田真人に冠位を授け、日本国を代表国と承認。

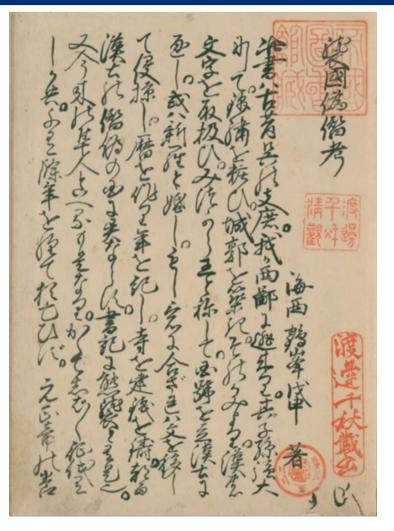
聖徳太子の時代の我が国の統治者は、九州を本拠とする 倭国(九州王朝)で、九州年号を建てたのも倭国だった

『後漢書』南蛮伝。「軍行三十里を程(※1日に進む距離)とす。 倭国: 【東西5月行】軍行1日30里(14%)5月で150日・5日1休 「每五日洗沐制」)で125日×14⁺□≒1700⁺□ 【南北3月行】3月で90日・5日1休で75日×14⁴□≒1000 倭国は列島全域の統治者(№1) 仲国史書は8世紀 一倭国(九州王朝)と日本 国の旧の版図 (併合前) 初頭に倭国(九州 蝦夷国 五朝) から日本国 (大和朝廷)への 王朝交代があっ たと記します。 00 日本国はその配下でヤマト周辺に 限定された地域の統治者(No2) 日本国: *短*里=1里75m。数千里≒4~5千里300~400㌔ 長里=1里530m。数千里≒2000~2500¹。

題したる古写本によ九州年号ここに終る 文文天皇一年次成大長元五 長子自協成成为元年 力為年号で数一多大写本小梅の 。今本文に引所は 九州年号と

古世(句呉。BC五八五年頃~四七三年) みつから王と称 其子孫強大に し意に合ざれば。 漢の文字を の支庶。 寺を建 へるも 書紀

位の者のまねをすること)



厩戸皇子と異なる法隆寺の 『釈迦三尊像光背銘

(聖徳太子) と厩戸皇子が「別人」であることを示す2人の逝去年次の違い

上宮法皇の登遐は622年2月22日、厩戸皇子の薨去は621年2月5日

「2月5日」

に記され、本来 では401字。 厩戸の薨去日 して、太子の崩御日を 「2月5日」から 辻褄を合わせ厩戸皇子=上宮法皇である



后生名孔 主斯帰斯

法隆寺金堂『釈迦三尊像光背銘』 麻天皇之

辛巳十二 月廿一日 『上宮聖徳法王帝説』 引用 の **夜半太子** 孔部間人)曼陀羅

于時多至 波奈大女**母王崩明 年二月廿** じつま合わ せの 復元案」 息白畏天

辛巳十二月廿 郎日酉日表 成 嘆夜孔 息半部

黄色は繍帳に残る。あとは帝説で補正したもの。赤は不自然な部分

加采悽悕生間母皇<mark>于</mark>王辛大天妹尾弥等子后己己己臣斯斯西女然因於虚王前<mark>時</mark>崩巳王下名治己娶名生等等等名波帰溢等告図天仮如曰<mark>多</mark>明十之生孔王等庶蕤名復妹為伊留斯又造曰像寿唯期啓<mark>至</mark>年二女名部多為妹奈孔娶名大奈支麻 国曼荼羅繍帳』 利画所往彼味无心郎日酉 令者啓生国其比難悲甲日 者東誠之之思 の復元案 以状形謂大使嘆夜孔郎

621年12月21日の干支は「癸酉」でなく「甲戌」だから、帝説・ 繍 繍帳には多くの潤色がある。(*622年2月5日は「丁巳」)

同彼出具如即土住像懷著皇 后元 王念 后王子 年年記歳 月業廿以 世 日 苦遂安荘月 縁共穏厳中 登壽 臣疾

(1)推古29年 (621)

(3)推古31年(623)

(2)推古30年(622)

母王崩明 波奈 月廿 女五 日 息白畏天 化 孔部間人

推定され る本来 の 曼荼羅繍 帳

ように見せている。

于 王 時 崩

多明至年

波二奈月

大廿

女二

白太間 畏 子 人

天崩母

8

『隋書』には太子の時代の我が国に「阿毎多利思北孤」という王がいた。

600年・607年に俀(倭)王阿毎多利思北孤が『日出る処の天子』を自称し隋に使者を送った

◆『隋書』開皇20年(600・推古8年)、俀(たゐ)王、姓は阿毎、字は多利思北孤、阿輩雞彌 と号す。使を跏趺(かふ)して坐し遣わし闕(けつ・天子の宮城)に詣でる。上(文帝)其の 風俗を訪わしむ。使者言う、『俀王は天を以て兄とし、日を以て弟とす。天未だ明けざる時、 出でて政を聴き、日出ずれば便ち理務を停め、云う、我が弟に委ねん』と。高祖曰く、『此れ 太(はなは)だ義理無し』と。是に於いて訓令して之を改めしむ。王の妻は雞彌と号し、後宮 <u>に女六七百人有り。太子の名を利歌彌多弗とす。</u>⇒男性だから推古ではない。

*厩戸皇子の太子は「山背大兄王」、跏趺は「結跏趺坐」で仏教で最も尊く釈迦三尊の釈迦如来・上宮法皇の座り方





「俀 (たゐ) 国」とは法華義疏の聖徳太子の自署にある「大委 (たいゐ) 国」のこと

『隋書』の多利思北孤の国名は俀(たゐ)、聖徳太子・上宮王| も自国を「大委(たいゐ)」とした。

⇒太子の書とされる『法華義疏』には「大委上宮王私集非海彼 本」と国名を「大委」と自署する。

「倭」の上古音は「ゐ」で、大倭=大 委(たいる)、「大隋」を称した煬帝 はこれを嫌い音の似る「俀(たゐ)」 としたんだ。

「仏法を興す」の略が「法興」

多利思北孤は「海東の菩薩天子」であり、「"先に"仏教を興した」と自負

◆『隋書』大業3年(607)其の王多利思北孤、使を遣し朝貢す。使者曰はく、『海西の菩薩天子、』 **佛法を興すと聞く。**故に遣して朝拜せしめ、兼ねて沙門数十人、来らせ佛法を学ばす」といふその国書に 曰く。日出ずる処の天子、書を日没する処の天子に致す。恙なきや、云々。帝、之を覧じ悦ばず。鴻臚卿 に謂いて曰く、蛮夷の書、無礼有り、復以って聞する勿かれ**。⇒「仏法を興す」を略せば釈迦如来像光背** に記す上宮法皇の年号「法興」となる。「法興」は上宮法皇が多利思北孤であることを示している



興 元 Ш

「法興」は「法皇・菩薩天子」の「法号(戒名)」だった

法興元年は591年(崇峻4年)末年の32年は622年(推古30年)

「法興」年号: 「法興」年号は『法隆寺釈迦三尊像光背銘』や『伊予国風土記逸文』『長光寺縁起』『上宮法王帝説』『聖徳太子傳私記』『太子像胎内納入文書』他に残る。 こうした資料では、「法興」は法興元世・法興元とも書かれ、元年は辛亥(591)で崇峻4年にあたり、末年は32年壬午(622)推古30年で「上宮法皇」の薨去年と合う。

「法興」年号は九州年号とは別に「法皇(法王)」と"セット"で現れる

厩戸皇子は伊予などには行っていないよ。

◆『伊予国風土記逸文』「伊予温湯碑」(『釈日本紀』巻十四) <u>法興六年(596)</u>十月、歳在丙辰。我 法王大王、与恵念(総)法師及葛城臣、逍遥夷与村、正観神井、歎世妙験。欲叙意、聊作碑文一首。



「菩薩天子」は当然「法号(戒名とも)」を持っていた

多利思北孤が自負した「菩薩天子」とは<u>「仏教の僧籍に入った天子」</u>のことをいい、僧籍に入るに際しては師僧から「戒」を授かり、戒律を守るしるしとして<u>「法号(法名・戒名とも)」</u>が与えられる。

中国・朝鮮では天子が出家し法号を得ていた

- ○南朝「梁」の武帝(在位502~549)は、2800余所とも言われる寺を建立、僧尼は80余万に達したとされ、 3度捨身 出家し「菩薩皇帝」と呼ばれた。(諸国は武帝宛国書で仏教用語を用い武帝を菩薩扱いし、礼賛したという。)
- ○「隋」初代王楊堅(文帝)は、開皇5年(585)「菩薩戒」を受戒。国寺としての大興善寺を建立。
- ◆ (開皇5年) 法経法師を招き、大極殿に菩薩戒を受く。因りて獄囚24900人放つ。(『弁正論』初唐の護法僧法琳) 次代煬帝(晋王「楊広」)は、天台宗の宗祖智者大師智顗から、開皇11年(591)「菩薩戒」を受戒し「総持」とい う「法号」を得る。◆ (開皇11) 智顗、楊広をして受戒せしめ、(略)并て、楊広に「総持」の法号を授く。楊広跪き 受く。

「梁」の武帝は3度出家し寺に入った。臣下はその都度「買い戻す」ため莫大な喜捨を行った。梁は武帝の過度な仏教への傾斜で滅びたと言われています。



当時の新羅やわが国でも「受戒」が相次ぐ

「新羅」の法興王・真興王も受戒し法空・法雲の法号を得る

- ○「新羅」では、「募泰(法興王)」(在位514~540)が仏教を公認、出家「法空」と号し、 次代の「真興王」 (在位540~576) は、「法雲」と号した。
- ◆『海東高僧伝』 (釈法空条) 「王 (*法興王)、位を遜きて僧と為り、名を法空と改め、三衣と瓦鉢を念い、志も行い も高遠にして一切を慈悲せり」。(釈法雲条)「王(*直興王)、幼年にして柞に即きたれども、一心に仏を奉じ、末年 に至り祝髪し浮屠と為り、法服を被り自ら法雲と号し、禁戒を受持し三業清浄となり、遂に以て終焉せらる」
- ◆ 『三国遺事』巻第三「真興すなわち徳を継ぎ聖を重ね、袞職 (こんしょく) を承け九五に処る。

当時中国や半島諸国は「仏教治国策」を採用、宗・政一致により統治を進めていました。隋に遣 使した多利思北孤もこれに倣い「天子で法皇」として我が国の統治をおこなったと考えられます。





6世紀末は我が国初の出家・受戒、「廃仏派」物部守屋討伐後に出家ラッシュが

『書紀』では、敏達13年(584)に、司馬達等の娘嶋、弟子豊女・石女らが出家、「善信」他の法号を授かる。崇峻元年(588)百済 から聆照律師と「法王大王」と共に伊予に逍遥した「恵総法師」が来朝。蘇我馬子は彼らに「受戒之法」を問う。 590年に多数の者が出家する。◆崇峻3年(590)是の歳に、尼、大伴狭手彦連の女善徳・大伴狛の夫人、新羅媛善妙・百済の媛妙光を 度す。又漢人善聡、善通、妙徳、法定、照善、智聡、善智恵、善光等、鞍部司馬達等子多須奈、同時に出家す。名を徳斉法師と曰ふ。

多利思北孤は隋に倣い法興元年(591)に受戒し「法興」の法号を得た

多利思北孤は、隋の煬帝に**「重ねて佛法を興すと聞く」**との国書を送り、「海東の 菩薩天子」を自負している。「仏法を興す」=「法興」であり、また新羅の2王の法 号に「法」という文字があることと共通しているところから、 「法興」は多利思北孤 **の法号に相応しい**。 さらに、煬帝が法号を得た591年は「法興元年」にあたる。多利 思北孤が煬帝と崇仏を「競い」、かつ「重ねて」とあるからには、この時点で同様に 法号を得て不思議はない。

「法興元」とは天子の年号の九州年号と は別に多利思北孤が授戒し、「法皇」にな ってからの年紀を法号の「法興」に「元」 を付けて表したもので、「仏教治国策」の 表れでした。

厳密には「伝記」では590年11月 に「優婆塞」(五戒を受けた正式 **の仏教信者)となった**とある。



聖徳太子・上宮法皇の事績は『隋書』の「多利思北孤」の事績

「法皇」 & 「菩薩天子」は共に「出家した天子(天皇)」をいう

の釈迦三尊像光背に見える**「法皇」とは「仏教の僧籍に入った天子***」をいう**。** 『菩薩』は仏門に帰依し出家して、自ら如来を目指す一方、衆生を導き、 仏道を成就させようとする修行者。悟りを開く前の修行時代の仏陀も菩薩という。 ③従って多利思北孤の国書にある「菩薩天子」は「菩薩戒を受け仏門に入った 天子」で、「法皇」と同じ意味となる。

(* 当時は「菩薩皇帝」といわれた梁の武帝のように出家)

「政治上のトップ と宗教上のトップ を兼ねた称号で 「菩薩天子」は 「仏教による統 治」を目指すこと を示しています





「17条憲法」は「菩薩天子多利思北孤」が定めた は (本教が上か?) 政治が上か?

- ・「2条」篤く三宝を敬へ。三宝とは仏・法・僧なり。⇒<u>仏教上の権威を敬え</u>。
- 「3条」君をば天とす、臣をば地とす。 「12条」国に二君非く、民に両主無し、 率土の兆民、王を以て主と為す。⇒政治上の権威 (天子) を敬え。

この矛盾を解消し17条憲法を制定 できるのは「仏教の最高権威と政 治の最高権威」を併せ持つ「菩薩 天子」多利思北孤しかいない

「官位十二等(冠位十二階)」を定めた聖徳太子は厩戸皇子ではなく多利思北孤

『隋書』の開皇20年(600)記事に「官位12等がある」と記し、これは『書紀』の「官位12階制定(604年)より 早い。また、「仁義礼智信」という五常の通常の配列に従い、かつ唐代の『翰苑』に記す我が国の冠位と合致。 ◆『隋書』内官に十二等有り、一に日ふ大徳 次に小徳 次に大仁 次に小仁 次に大義 次に小義 次に大禮 次に小禮 次に大智 次に小智 次に大信 次に小信 ◆『曹紀』推古11年(604)「大徳・小徳・大仁・小仁・大礼・小礼・大信・小信・大義・小義・大智・小智」という 「冠位 十二階」が制定され、これは厩戸皇子の事績とされるが、**唐代に書かれた『翰苑』には倭国の冠位は『書紀』ではなく隋書の通りだとする。** ◆ 『翰苑』 括地志に曰く 倭国 其の官十二等あり。一に曰く麻卑兜吉寐(まひときみ)華言(*中国でいう)大徳 二に曰く小徳 三に曰く大 仁 四に曰く大仁 五に曰く大義 六に曰く小義 七に曰く大礼 八に曰く小礼 九に曰く大智 十に曰く小智 十一に曰く大信 十二に曰く小信

大和朝廷の編纂した『書紀』では多利思北孤の事績が厩戸皇子=聖徳太子の事績とされた

「多利思北孤」は倭国 (九州王朝) の天子

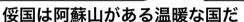
俀国 (たゐこく) は「金印」をもらった九州の委奴 (ゐぬ) 国の承継国で「倭国」

『隋書』にも、『旧唐書』と同じように「<u>漢の光武の時、使を遣して入朝す</u>。自ら大夫と稱す (略) <u>魏より齊・梁に至り代々中国に相通ず</u>」とあり、俀国は紀元57年に漢の光武帝から金印を授かった「委奴国」を承継する国=倭国として認識されている。 光武帝から賜った「漢委奴国王」印は筑紫博多湾岸(志賀島)から出土しているから、「俀国」は「九州を本拠とする国家」になる。 (『隋書』は、俀国は金印を もらった倭奴国から魏に遣 使した俾弥呼、宋書等に記 す「倭の5王」と続く九州の 国だと書いているんだ。

俀国は「阿蘇山があり、気候温暖で水多く陸少ない」九州の国

◆ 『隋書』 <u>氣候温暖にして、草木は冬も青し</u>。土地は膏腴にして<u>水多く</u> <u>陸少し</u>。小き環を以て鸕鷀 (ラ) の項 (ラなじ) に挂け、令入水に入れて魚を 捕らしむ。日に百餘頭を得る。 (略) <u>阿蘇山有り。其の石、故無くして火</u> <u>起り天に接する者、俗以て異と為し、因って禱祭を行う。</u> ⇒これはヤマトではありえない







釈迦三尊像は法隆寺が全焼し、その後再建された時に運び込まれた

『書紀』天智9年(670)夏四月朔。夜半之後、法隆寺に災 (ひつけ) り。一屋余すところ無し。 ⇒この記事の正しさは若草伽藍の発掘により確かめられた。

『昭和資財帳』作成時の調査所見では、「釈迦像と光背を合わせた重量は422kgであり、形態も複雑で、これを損傷なく搬出することはきわめて困難」とする。また、火災にあった痕跡もない。⇒現法隆寺は木材の年輪年代法で7世紀後半から末ごろの再建と考えられ、その時に別の寺から運び込まれたと考えられる(古い木材もみられることから一部は移築された可能性もある)





筑後川の鵜飼い

物部守屋を討伐した多利思北孤は、様々な資料から即位後難波に新拠点(陪都)を設け(「東遷(東方遷居)し」)、頻繁に駐在し政務を執ったと考えられるのです。



多利思北孤の東方支配拡大と「東遷(東方遷居)」

多利思北孤の難波進出とさらなる東方の支配強化推進

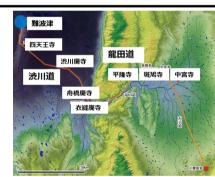
聖徳太子とされる多利思北孤は、守屋や捕鳥部萬の支配地だった難波・河内・和泉を勢力圏に収め、難波から大和へは渋川道・龍田道を整備し、道沿いに四天王寺・渋川廃寺・衣縫廃寺・平隆寺・斑鳩寺・中宮寺等の大寺院を次々と建立していくが、さらなる「東方」への進出と支配強化を図ったことが、東山道・東海道・北陸道への使節派遣からわかる。

◆『書紀』崇峻2年(589)(端政元年)七月壬辰朔に、近江臣満を東山道の使に遣して、蝦夷国の境を観しむ。宍人臣鴈を東海道の使に遣して、東の方の海に浜(そ)へる諸国の境を観しむ。阿倍臣を北陸道の使に遣して、越等の諸国の境を観しむ。

「仏教治国策」を用い新支配地の統治を進めた

『二中歴』の端政年間細注に「法華経の渡来」が記され、「法華経」は「護国経」として知られることから、新支配地の統治に「仏教の権威」を用いたと考えられる。そして、諸国に寺院の建立を進めた。これは、隋の初代「楊堅(文帝)」が、中央に大興善寺を建立、各州に寺・仏塔を建立したのと軌を一にする。その「経緯」が『書紀』推古2年条に記される。

◆『書紀』推古2年(594)(告貴元年)春二月丙寅朔、皇太子及び大臣に詔して三寶を興し隆え しむ。是の時に、諸臣・連等、各の君親の恩の為に、競ひて佛舍を造る、卽ち是を寺と謂ふ。



瀬戸内海の九州年号資料に「神」に擬えられた「王・天子」の来訪が記されている

- ①『伊予三嶋縁起』崇峻天皇位此代端政元曆(589)配厳島奉崇。端政2年(590)曆庚戌自天雨降給。
- ②『豫章記』(越智氏系図中、十五代目「百男」細注)端正2年(590)庚戌崇峻天皇時立官也。其後都江召還。背天命流謫也。
- ③『聖徳太子伝』端正5年(593)11月12日二厳島大明神始テ顕玉へり。
- ④ 『伊都岐島神社縁起』(厳島神社)・推古天皇端正5年癸丑(593)11月12日也・推古天皇端正5年癸未(*癸丑の誤り)・厳島明神ト申ハ推古天皇御宇癸丑端正5年・推古天皇の御宇端正5年*戊申12月13日厳島に来臨御座。(*戊申は588年)
- ⑤ 『万福寺子持御前縁起』足引宮は彼の飛車に打飛て大日本国長州厚狭郡本山村に到着あり、頃は推古天皇御宇端正元年癸丑 11月13日午の刻とは聞へけり。



多利思北孤の東方支配拡大と「東遷(東方遷居)

「仏法興行のあるじ」が端政五年に仏法振興のため九州より遷居した

(長門本) 厳島大明神と申は、旅の神にまします、仏法興行のあるじ慈悲第一の 婆竭羅龍王の娘八歳の童女には妹、神宮皇后にも妹、 密教を渡さん謀に皇城をちかくとおぼして、九州より寄給へり ⇒翌594年2月に ③密教を渡さん謀=仏教の の意味②百王を守護=諸王の上位にあることを示す 「皇城をちかく・九州より寄給ふ」=東方(難波・河内)に遷居。

多利思北孤は593年に難波に「皇城」を設けた

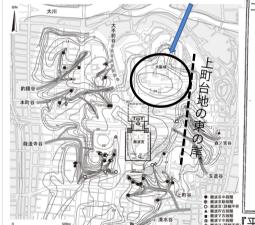
推古元年(593)に「始めて四天王寺を難波の荒陵に造る」と あるが、四天王寺の建立は創建瓦から619年頃とされる。⇒上宮 聖徳太子伝補闕記では、守屋討伐後に「玉造の東の岸」に造ら れたとする。これは大阪城の位置にあたる。◆『補闕記』玉造 〈在東牛郡東岸上〉の営を以て即ち四天王寺と為す。

難波宮の西北に、古墳時代から難波宮時代まで続く大規 模な倉庫様の施設群が発見され、また、難波宮下層遺跡から、 難波宮造営以前に、すでに台地中央に役所群・工房群が存在し ていたと考えられている。この役所群等は593年に多利思北孤が 造営した統治拠点だと考えれば、皇城を近くの意味がよく理解 できる。

そうであれば多利思北孤は593年に大阪城付近に寺院や拠点を 造営し、619年ごろに寺を現四天王寺の位置に移したことになる。

たのは、多利思北孤の統治を間近で見ていた為と考えられる。

地形上宮や寺を造 るのに最適な場所



ば權者を殺害の輩罪科ふかしとて、安茲國ささら濱 戯本給言を派て、河内園柿明神の橙を取て、弓に作 王を守護し、密数を渡さん謀に皇城をちかくとおぼ 童女には妹、神宮皇后にも妹、淀姫には姉なり、 色の鹿にて、九色の鹿なり、公卿僉議ありて、いなみ野に分入て、件の鹿を射取て見参に入. 是権者也といへり、 その年記は推古天皇の御 娑빓羅龍王の娘八歳の うち燃きてかたは 食物になり候べき候はず し返し御尋あり、白米こそ少し候へと申、 き貴女の十二一重に成見え給へるが、我は是酉の國 つるが、 此浦々を傳ひあるく所に、 としてと印せば、洗ひてと仰す、 本器の五升と申、 思ふ心ある故にはるかに遠旅せり、 くれなるの帆をひ 磁本大きに恐れて、 あみ舟つり それを容ら 虚の上 定物をわな 舟に乗など よりめでた 打節卻 かやの よて洗

給つく下向せられにけり、

小長刀を給はると見たりけるが、

まことにあり、

あると慈悲第一の明神なり、

して、九州より寄給へり、 ,端政五年癸丑九月十三日、

巻第五

隆氏は「5世紀の法円坂倉庫群や7世紀の前期難波宮の時期に

「聖徳太子」は倭国 (九州王朝) の天子多利思北孤だった

「聖徳太子」とされる上宮法皇と厩戸は合わない

上宮法皇≠厩戸

①「聖徳太子」とされる釈迦三尊の<u>上宮法皇と厩戸は没年が違い母と妃の名も違う</u>。また、母・后・厩戸が連続して罷った記録はない。②<u>厩戸皇子は法皇などになっていない</u>。③ヤマトの天皇家に「法興」年号はなく、『隋書』に「仏法を興す」とある多利思北孤の年号に相応しい。

干食王后労疾 上宮法皇枕病 鬼前太后崩



「聖徳太子」の伝記と厩戸は合わない

「聖徳太子」≠厩戸

①『聖徳太子伝記』等で<u>太子が執政したのは18歳589年、『書紀』で厩戸が摂政として万機を委ねられたのは593年。</u>②太子の生涯は金光三年誕生などと九州年号で記されるが当時のヤマトの天皇家に年号はない。

「聖徳太子」の事績は『隋書』では九州の多利思北孤の事績

「聖徳太子」=多利思北孤

- ①『隋書』で「聖徳太子」の時代の我が国の天子は阿毎多利思北孤。厩戸皇子でも推古でもない。
- ②「聖徳太子」の事績とされる、「日出る処の天子」を自称し、隋に使者・沙門を送り、仏教を学ばせ、「官位12等」を制定したのも多利思北孤。
- ③ 「17条憲法」は「菩薩天子多利思北孤」にしか制定できない。
- ④太子が法華義疏に自署した「大委 (たいゐ)」は『隋書』の国名「俀 (たゐ)」。
- ⑤多利思北孤の国は「大和飛鳥」ではなく阿蘇山が噴火し、水多く温暖な九州。
- ⑥多利思北孤の国は、『隋書』に、「漢の光武帝から金印 (志賀島の金印) を下賜された倭奴 (ゐぬ) 国王、魏より (*倭女王俾弥呼・壹與) 齊・梁に至り (*倭の五王) 代々中国に相通じてきた」とする我が国の代表者。





実際の聖徳太子のモデルである倭国(九州王朝)の多利思北孤は、守屋討伐後難波に進出し、そこで仏教治国策により全国を統治した。その事績が『書紀』に取り入れられヤマトの厩戸皇子の事績のように記されたことになる

聖徳太子は天然痘の中で生まれ、天然痘で亡くなった

6世紀後半~7世紀に「天然痘」が大流行し多くの人々が亡くなった

◆敏達14年(585)3月。敏達と守屋と卒(にはか)に瘡(かさ)患みたまふ。又瘡発でて死(みまか)る者、国に充盈(み)てり。其の瘡を患む者言はく、<u>『身、焼かれ、打たれ、摧(くだ)かれるが如し』といひて、啼泣(いさ)ちつつ死る。</u>⇒これは「天然痘の症状」 8月己亥(15日)敏達崩御。敏達に続き用明も587年4月2日に天然痘に罹患、「三宝に帰依」し回復を願うも9日に崩御。

「金光元年(570) 庚寅歳天下皆熱病」と「福岡出土の「四寅剣」

①『善光寺縁起』は「金光元年(570)庚寅歳天下皆熱病」と熱病が蔓延したと記す。 ②福岡市西区の元岡古墳群から、「大歳庚寅正月六日庚寅日時作刀凡十二果(練)」 (庚寅年の1月(寅月)の庚寅6日の寅の時に12本作刀した)との銘の金象嵌大刀が 発掘されている。*庚寅年とは570年で、1月は寅月、6日の干支は庚寅。 ③寅年の正月の寅の日の寅の時に作られる剣は「四寅剣」で国難を救う斬邪の剣。 剣は「天下に蔓延する熱病」の退散を願い作刀されたと推測される。



鬼前太后・干食王后・上宮法皇は「天然痘」に罹患し苦しみの中で没した

上宮法皇の母鬼前太后は621年12月に、妻干食王后は翌年2月21日、法皇は22日と短期間に逝去。これは「天然痘」が原因と思われる 仏教では、人は生前の悪行に応じて「八大地獄」と、十六の「小地獄」に落ちて罰を受けるとされ、『正法念処経』(北魏〜東魏の擢曇 般若流支が538〜542年に漢訳)地獄品には各地獄に落ち餓鬼となった罪人が「天然痘の苦痛」と同じ筆舌に尽くしがたい苦痛を受けるさ まが描かれ、その姿を通じ、悪行を戒める記述がある。そして、その中に「鬼前・干食」の語が見られる。

①干食 (八大地獄第四叫喚地獄) 「身を壞ち命終れば、悪処、叫喚地獄髪火流処に堕ち、大苦悩を受く。謂所は火の雨ふり、彼の地獄の人、常に焼き煮らる。炎は頭髪を燃す。乃ち脚足に至れば、熱鉄の狗有りて、其の足を噉(くら)い食う。炎の嘴の鉄鷲は、其の髑髏を破り其の脳を飲む。熱鉄の野干其の身中を食う(「熱鉄野干食其身中」)。是れ常に焼かれるが如く、是れ常に食われるが如し。*無間地獄中第四地獄「野干吼処(ゃかんこうしょ)」の苦に「野干食其舌・野干食其鼻・野干食胸骨」⇒「天然痘の苦痛と同じ」



聖徳太子は天然痘の中で生まれ、天然痘で亡くなった

鬼前太后の由来も地獄の苦役

②鬼前 (卷第十六餓鬼品第四) 諸の餓鬼の前身(「餓鬼前身」)の罪として、 「腹中に火起き、其の身を焚焼す。 (略) 地には棘刺生じ、皆悉く火燃し、其の両足を貫く。苦痛忍び難し」などといった罰を受けるとする。

鬼前・干食は天然痘の苦役地獄から救済を求めるために太后・王后に与えられた 「法諱(戒名)」

釈迦は法華経で悪人成仏を説き、無限地獄の者も救い上げると約す。地獄の苦悩と同様の天然痘の苦しみの中で死んだ太后・王后に、 鬼前・干食という無間地獄に堕ちた者を表す「法諱(戒名)」を授け、 「釈迦となった多利思北孤」による苦役からの救済と成仏を願ったもの、つまり 「鬼前・干食」は、多利思北孤による「救済」を願ってつけられた戒名だったのだと考えられよう。

釈迦三尊像の脇侍は天然痘の苦役からの救済を願っていた

通常釈迦三尊像の脇侍は「文殊菩薩と普賢菩薩」のところ、「法隆寺釈迦三尊像」の脇侍は薬王菩薩と薬上菩薩。これは鬼前太后、干食王后の姿を模したもので、滅して後、中尊像の釈迦如来となった法皇多利思北孤により地獄の苦悩から救済され、いまや菩薩として世の人々を病苦から救わんとしている姿を現していることになろう。そう考えれば「釈迦三尊像の姿」とその「銘文」、「法皇・鬼前・干食の語」が一体のものとしてよく理解できる。

当時の仏教では女人は自力では往生できないとされていた。ただ釈迦は「三界皆苦吾当安之」と救済は女人にも及ぶという。往生できず地獄に落ちた鬼前太后・干食王后は如来となった多利思北孤により救われたんだ。

聖徳太子と母・妻は天然痘で亡くなりました。しかし彼岸において「苦縁」を脱し、 釈迦三尊像の形をとり、病苦に苦しむ衆生の救済に努められているのです。